箕面市障害者グループホーム補助金の見直しについて

1. 箕面市障害者グループホーム補助金とは

(1) 趣旨

障害者の地域生活支援として貴重な社会資源である市内グループホーム(以下「GH」という。)の整備促進を目的とする。

(2)補助金の種類

		補 助 金 額 (1GHあたり)	補助対象	補助要件
開設補助	施設整備費補助 ※開設時の敷金及び改修費用補助	最大100万円/回	GHを運営する法人	ア.補助を受けようとする事 業者のGHのすべてが箕面 市内に所在すること イ.入居定員の3/4以上が 箕面市民であること 等々
	設備整備費補助 ※開設時の備品の購入費用補助	最大40万円/回		
運営補助	施設借上費補助 ※家賃の補助(入居者の負担軽減)	最大5万1千円/月		

2. 施設借上費補助金創設の経緯

【みのお'N'プラン(第1期)】より

「未設置の身体障害者市民を対象としたグループホームを設置するには物理的に配慮された住宅の確保が不可欠」としてグループホーム拡大のための対応策の1つとしてスタート。家賃補助の他は、「福祉型借上公共賃貸住宅制度の活用(事業者への啓

発) | 「開設費補助の拡大 | など

参考: H 7 時点の設置数 知的 6 か所、精神 2 か所

※H8.2.23 グループホーム補助金開始

※公営住宅法の改正が予定されており、公営住宅でのグループホーム(以下「GH」という)運営が可能に。 H10.12に粟生間谷地区内に公営住宅(福祉型借上公共賃貸住宅)を利用したGHが新規開設されたことに伴い、 民間住宅を利用しているGHとの家賃差額を解消する必要性が生じた。

※H10.12.1 施設借上費補助金開始(見直し財源充当事業は「箕面市心身障害者等福祉金」)

3. 制度の課題

①他市で運営する法人の本市への参入を敬遠してしまう。

⇒補助対象が「市内にのみGHを設置する法人」のため。

- ②医療的ケア、スプリンクラー整備に対する支援の不足
- ③<借上費補助金のみ>一部の利用者の家賃負担のみが軽減される ⇒補助対象が「市内にのみGHを設置する法人」のため。

(利用者1人当たりの軽減額:最大12, 750円)

4. 見直しの経過

- (1) R元年度見直しの内容
- ①施設借上費補助金 ※補助金廃止し、新たな整備促進策へ
 - ・新規 G H の整備促進 (オーナー助成)
 - ・既存対象GHで家賃減額した大家への助成(R3~)
 - ・既存対象GHの利用者への負担軽減措置(R3~)



※R2年度見直し延期後の状況

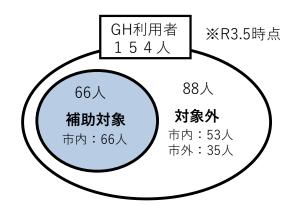
- → R2年度末で廃止済
- → R2年度で廃止済
- → R3年度末まで延長
- ②開設補助(施設・設備整備補助金)の要件を見直し 市外にGHを運営する法人であっても市内GH住居を開設する場合でも補助対象に 「補助を受けとようとする住居が箕面市内に所在すること」に改正
- (2) R3年度再検討にあたっての利用者実態調査等の実施

①利用者生活実態調査(R3.1実施)

(参考)

②事業者アンケート(R3.1実施)

R3.1時点(実態調査時) GH利用者 146人 図:GH利用者の状況 施設借上費補助対象GH入居者の状況



R元年見直し時

R 2以降設置 新設GH

R 1 以前設置 施設借上費補助対象 G H

R 1 以前設置 施設借上費補助対象外 G H

延長決定後

R 2以降設置 新設GH

R 1 以前設置 施設借上費補助対象 G H

R 1 以前設置 施設借上費補助対象外 G H

